

# 区民活動支援コーナー利用者会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、「区民活動支援コーナー利用者会」(以下「利用者会」とする)と称する。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第2条 区民が自主的に行う非営利な社会貢献活動を支援するため、区民活動団体等が利用出来る区民活動支援コーナー(以下「支援コーナー」とする)を市民主体で運営して行くことを目的とする。

### (事業)

第3条 前条の目的を達成するため、利用者会は次に掲げる事業を行う。

- (1) 支援コーナーの施設運営に関する事項
- (2) 支援コーナー会議室及び作業室等の利用に関する事項
- (3) その他前条に掲げる目的を達成するために必要な事項

## 第3章 構成

### (利用者会の構成)

第4条 利用者会は、支援コーナーを利用する区民活動登録団体等で構成する。

### (入会)

第5条 利用者会の会員は、総会において別に定める手続きに従って利用者登録をしなければならない。

2. 前項において、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

### (会員の資格喪失)

第6条 会員は、次の各号の一つに該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 会員が任意に退会届を提出したとき又は登録の更新をしなかったとき。
- (2) 登録した団体等が解散などしたとき。
- (3) 登録した団体等の活動が、第5条で別に定める登録条件に反すると認められたとき。
- (4) 総会において資格喪失が決議されたとき。

## 第4章 組織及び役員

### (組織)

第7条 利用者会には次の組織を置く

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

### (総会)

第8条 利用者会の運営及び活動は、総会において決定する。

- (1) 総会は会長が召集する。
- (2) 総会は第4条に定める全ての会員で構成する。

### (運営委員会)

第9条 利用者会の活動を円滑に実施するため、運営委員会を設置する。

- (1) 運営委員会は、利用者会登録団体1割以上(15~16名)の運営委員で構成し、その任にあたる。
- (2) 運営委員会は、支援コーナー運営に関し第3条に掲げる事業を行う。
- (3) 運営委員会は、原則として月一回の定例会を開催する。

### (役員)

第10条 利用者会運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

1. 会長は、利用者会運営委員会を代表し会務を総理し会議を招集しその議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代理する。
3. 事務は、利用者会運営委員会の庶務・事務を処理する。
4. 会計は、利用者会運営委員会の会計事務を行う。
5. 監査は、利用者会運営委員会の財務について監査する。

### (選任及び任期)

第11条 運営委員及び役員は総会で選任し、その任期は2年とする。但し選任後2年を経過した場合はその直後に開催される総会まで各々その職務を執行する。前項の規定は再任を妨げない。又欠員による補充者の任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 財務

### (会計年度)

第12条 利用者会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

### (予算)

第13条 運営委員会は、毎年の概算予算を作成し総会に提出してその審議を受け、議決を受けなければならない。

### (決算)

第14条 利用者会の収入支出は、毎会計年度に監事の監査を受け、総会に提出してその承認を受けなければならない。

## 第6章 その他

### (会議の公開)

第15条 利用者会の会議は公開とする。(会議は「総会」を指す)

### (一般事項)

第16条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会の議決を経て会長がこれを定める。

- (1) 緊急のため、運営委員会を招集することが出来ない場合は、会長の決定による。
- (2) 前項の規定による決定を行った場合、会長は次の運営委員会においてその内容を報告しなければならない。

### (改正)

第17条 本会則の改正は、運営委員会が発議し、総会の承認による。

第18条 細則の制定・改正は運営委員会が決議し、総会に報告する。

(会員登録、登録申請書、登録の変更等)

## 付則

1. 会則制定 平成12年6月11日
2. 会則改定 平成17年5月20日
3. 会則見直し 令和5年5月20日

## 細 則

### 第 1 条：会員登録の件

区民活動支援コーナー利用者会会則第 5 条（入会）に定める利用者登録の条件は次のとおりとする。

利用者は、宮前区で活動する個人・団体等で以下の 1～7 の項目に該当するもので、ないこととする。

1. 嘗利を目的としたもの。
2. 政治活動を目的としたもの。
3. 宗教活動を目的としたもの。
4. レクリエーション・レジャーを目的としたもの。  
(社会貢献活動に資するものを除く)
5. 暴力的不法行為を目的としたもの。
6. 個人的活動を目的としたもの。(年賀状の印刷・冠婚葬祭の案内等)
7. 設置趣旨に合わないと認められるもの。

### 第 2 条：登録申請書の提出

利用希望者は、利用者会運営委員会が定めた「区民活動支援コーナー利用登録申請書」(様式 1) により利用の申し出を行うものとする。

又利用希望者は、運営委員会に出席し利用目的等活動内容を説明し承認を得る。

### 第 3 条：登録の変更

登録団体の代表者・連絡者に変更が生じた時、速やかに運営委員会に届出る。

\*年 1 回配布時（毎年 5 月）の

「支援コーナー利用団体登録継続確認書」でも可

1. 細則改定 令和 5 年 5 月 20 日